

社会福祉法人神川町社会福祉協議会ボランティアセンター設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法人 神川町社会福祉協議会に、ボランティアセンターを設置する。

(名称)

第2条 このボランティアセンターは、神川町ボランティアセンター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第3条 このセンターの事務所は、神川町大字植竹900番地1社会福祉法人 神川町社会福祉協議会に置く。

(目的)

第4条 このセンターは、地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに社会の連帯意識の高揚をはかり、組織的なボランティア活動の育成、援助を行い、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第5条 このセンターは、第4条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア活動振興のための事業
- (2) 善意金品の預託及び払出し
- (3) その他目的達成に必要な事業

(運営委員会)

第6条 このセンターの適切な運営を図るため、運営委員会を置く。
2 運営委員会については、別に定める。

(設備)

第7条 このセンターの第5条に定める事業の実施については、必要な設備、図書等を整備するものとする。

(職員)

第8条 このセンターの事業の実施については、必要な職員を置く。

(記録)

第9条 このセンターの事業を実施した場合は、別冊の記録簿に実施状況を記入しなければならない。

(事務)

第10条 このセンターの事務及び経理については、社会福祉法人神川町社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 このセンターの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。